

## 消費者行政新組織創設に係る国会審議についての意見

2008年 8月28日  
全国消費者団体連絡会

この秋からの臨時国会では、消費者行政新組織（以下新組織）創設を柱とした消費者行政の充実強化のための法案が提出され審議されます。

私ども全国消費者団体連絡会は、1956年の発足以来、消費者の権利の確立と消費者を主役とする社会システムづくりのための活動をすすめてきました。

今回提案されている新組織の創設提案は、消費者の権利を尊重しその自立を支援する専門の行政組織の誕生という意味において画期的なことであり、私たち消費者の長年の願いに応えるものと言えます。またこの検討過程には多くの消費者団体や専門家などが積極的に関与し、それらの意見が大きく反映されています。

今臨時国会においては、“消費者主役の行政への転換”の視点から、十分な審議が尽くされ、新組織の創設が実現することを切に願います。

また特に以下の三点については、確実に具体化されることを要望します。

1. 新組織が「消費者基本法」の理念を実現するための専門行政組織として、消費者を主役とした社会づくりに向けて強力な「司令塔」の役割を果たすこと。
2. 消費者からの相談を受けとめ対応する体制の充実をはかり、どこに住んでいる消費者であっても、平等に権利が守られるしくみをつくること。同時に地方自治体における消費者行政の建て直しと強化の取り組みを支え促進するために、十分な国の支援措置をはかること。
3. 食品安全行政の充実強化のために、新組織がリーダーシップを発揮して緊急情報の一元的集約と迅速な対応をはかるためのしくみをつくること。さらに、リスク評価機関である食品安全委員会や、リスク管理機関である厚生労働省や農林水産省等とのリスクコミュニケーションを、新組織が食品安全行政の総合調整機能を発揮して推進すること。

なお、新組織創設に関連して、別途食品安全行政のいっそうの充実強化を求める立場からの意見を表明します。

以上